

建設工事における現場代理人兼任の取扱い要領

1 目 的

市が発注する工事の地元事業者の受注促進を図るため、同一人の現場代理人が他工事と兼任できる場合について定めるものとする。

2 対象工事

以下の要件をすべて満たす工事を5件まで（当初請負金額の合計が9,000万円未満まで）兼任できる。

- ① 上越市または上越市ガス水道局が発注した工事であること。

※工事の種類は問わない、例えば「土木一式」と「建築一式」の兼任も可とする。

- ② 当初請負金額が一件4,500万円未満の工事であること。

- ③ 常に携帯電話等で連絡が取れる体制にあること。

※当初請負金額が一件4,500万円以上の場合は、密接な関係のある工事、または施工にあたり相互に調整を要する工事で、現場の相互の間隔が10キロメートル程度以内を条件に2件まで兼任できる。

3 兼任の確認

現場代理人の兼任にあたっては、工事現場内の管理等の現場代理人として職務の遂行に支障がないと判断されたときに兼任できるものであり、以下の①及び②により事務を行う。

- ① 現場代理人の兼任を希望する事業者は「現場代理人兼任届」（様式1）を市（契約担当部署）に提出する。

- ② 市は、現場代理人兼任届に基づき、上記「2対象工事」の①～③に掲げる要件を全て満たしていることを確認する。

4 兼任中の注意事項

以下に掲げる事項を厳守すること。なお、不備が認められるときは、現場代理人の兼任を不可とする場合がある。

- ① 兼任期間中は兼任を届け出したいいずれかの工事現場に駐在していること。
- ② 各工事現場の安全管理等を徹底すること。

5 その他

- ① 予定価格が200万円以下の工事の取扱い

現場代理人の常駐を求めているため、本要領の対象工事には該当しない。

- ② 増額の変更契約に伴う取扱い

増額により変更後の請負額が4,500万円を超えた場合でも兼任は不可としない。

- ③ 経費調整について

現場代理人の兼任に伴う経費調整は行なわない。

(様式 1)

現場代理人兼任届

年 月 日

(宛先) 上 越 市 長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記の工事について現場代理人を兼任するので届け出ます。

現場代理人氏名	
連 絡 体 制	携帯電話により常時連絡可能（電話番号： ）

工事 1	工 事 番 号		協 議 日	年 月 日
	工 事 名			
	発注者（課名）		監 督 員	
	工 事 場 所	上越市 地内	当初請負(契約)金額	円
	工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	主 任 技 術 者		監 理 技 術 者	
工事 2	工 事 番 号		協 議 日	年 月 日
	工 事 名			
	発注者（課名）		監 督 員	
	工 事 場 所	上越市 地内	当初請負(契約)金額	円
	工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	主 任 技 術 者		監 理 技 術 者	
工事 3	工 事 番 号		協 議 日	年 月 日
	工 事 名			
	発注者（課名）		監 督 員	
	工 事 場 所	上越市 地内	当初請負(契約)金額	円
	工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	主 任 技 術 者		監 理 技 術 者	
工事 4	工 事 番 号		協 議 日	年 月 日
	工 事 名			
	発注者（課名）		監 督 員	
	工 事 場 所	上越市 地内	当初請負(契約)金額	円
	工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	主 任 技 術 者		監 理 技 術 者	
工事 5	工 事 番 号		協 議 日	年 月 日
	工 事 名			
	発注者（課名）		監 督 員	
	工 事 場 所	上越市 地内	当初請負(契約)金額	円
	工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	主 任 技 術 者		監 理 技 術 者	

(裏面に留意事項等を記載)

(留意事項)

- (1) 兼任できる工事件数は、当初請負金額が1件4,500万円未満の工事で、兼任する工事の当初請負金額の合計が9,000万円未満で5件以内であること。

なお、当初請負金額が1件4,500万円以上の工事は、密接な関係のある工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で現場の相互の間隔が10km程度以内の2件までとする。

- (2) 兼任する工事の記載順は、契約日の早いものから順に記載すること。
- (3) 発注者（課名）欄は、当該工事の監督員の所属部署とし、上越市 ○○○○課（○○○区○○○○グループ）又は上越市ガス水道局 △△△△課（○○○営業所）と記載すること。
- (4) 届出書は両面印刷とし、兼任する各工事の監督員と協議し、承諾を得た上で契約担当部署に提出すること。（契約締結日から起算して7日以内）
- (5) 予定価格が200万円以下の工事については、対象工事には該当しない。